

令和6年8月2日（金）午後3時 説明会配布

WTO

令和6年7月23日付け公告第138号

土木部要求

排水ポンプ車（30m³/min クラス） 1台

入札説明書

〔物品調達契約〕

福島県出納局入札用度課

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 排水ポンプ車（30m³/minクラス） 1台
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年2月27日(金)
- (4) 納入場所 福島県県中建設事務所

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、下記の5の(1)に示す場所に、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。

- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからエまでに掲げる書類等を添付し、令和6年8月19日（月）午後5時までに下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式 1 その 1）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（参考様式 1 その 2）。

イ 納入物品の仕様書（参考様式 2）

(ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。

(イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。

(ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。

(エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

ウ 納入実績調書（参考様式 3）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品に関する過去 2 年間の納入実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

エ 納入物品の検査設備等調書（参考様式 4）

(ア) 日本国内に検査設備等を有することを証明するもの（整備工場の名称及び所在地、入札者との関係、過去 2 年間の点検整備実績等が明示されていること。）。

(イ) 技術員の派遣体制（保守及び修理体制、緊急時の連絡方法及び体制、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。）

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 3）を **令和 6 年 8 月 1 9 日（月）午後 5 時まで**に下記 5 の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記 4 の(1)ウに財務規則第 249 条第 1 項第 2 号（別記 1）に該当する実績を記載すること。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県出納局入札用度課
電話 024-521-7413 F A X 024-521-7962

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和 6 年 8 月 2 日（金） 午後 3 時 福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

(3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 8 月 1 9 日（月） 午後 5 時 福島県出納局入札用度課(西庁舎 3 階)

なお、郵送による提出を可とする。

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和 6 年 9 月 6 日（金） 下記 5 の(5)にある開札時刻

福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

イ 郵送による場合

令和 6 年 9 月 5 日（木） 午後 5 時 福島県出納局入札用度課

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 9 月 6 日（金） 午後 1 時 3 0 分から

福島県出納局入札用度課入札室において開札する。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し

イ 委任状(様式5) ※代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、**入札書**を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [9月6日開札「件名: 排水ポンプ車(30m³/minクラス) 1台」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。**

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)又は福島県が発行する納入通知書で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、出納局担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

- (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人
が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うもの
とする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所におい
て再度入札に付すことができるものとする。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、
再度入札に参加できないものとする。
- (7) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したも
のとする。
- (8) 開札に立ち会う場合に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求める
ことがあります。）
 - イ 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
 - ウ 委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - エ 予備の入札書用紙（様式4）及び見積書用紙（様式6）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。ま
た、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説
明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合
において、当該仕様書等について疑義がある場合は、物品購入（修繕）一般競争入札
仕様書等に関する質問書（様式7）により令和6年8月7日（水）午後5時までに関
係職員に説明を求めることができる。
県は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）にて、福
島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とす
るが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けな
なければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ
確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るた
めに連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり
代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等につ

いて通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記 3 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

18 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

20 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

21 当該調達契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
 - (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - (3)、(4) (略)
- 2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7) から (11) まで (略)
 - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) から (18) まで (略)
- 2 (略)

購入契約書(案)

品目及び数量 排水ポンプ車(30m³/minクラス) 1台

契約金額 27 —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和8年2月27日
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県県中建設事務所及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「 **福島県** 」を甲とし、受注者「
」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。
(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。
(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。
(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。
(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。なお、甲の検査は、主務大臣の定める規定に基づき車体検査が完了し、自動車使用許可を経た後とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡

し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
(遅延利息等の相殺)

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(苦情検討委員会からの要請等)

第 16 条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

- 2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。
(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所
氏 名

別紙

排水ポンプ車 (30m³/min クラス)

仕様書

(低排水位型)

令和6年5月
福島県

なお、「1 1. 付属装置及び付属品 1 1-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

(6) 乗車定員 2人以上

7. 車体

(1) 機関

形式 水冷ディーゼル機関
最高出力 140kW 以上
最大トルク 500Nm 以上
燃料タンク容量 300L 以上

給油口に鍵を取り付けること。

給油口付近の見やすい箇所に燃料の種類とタンク容量を明記すること。

(2) 動力伝達装置

主変速機 前進5段、後進1段以上

(3) 走行装置

車輪配列 前2、後複2
駆動方式 総輪駆動式

(4) タイヤ

形式 スタッドレスタイヤ

(5) かじ取装置

形式 倍力装置付

(6) 制動装置

アンチロックブレーキシステム 1式

(7) 運転室

構造 全鋼製密閉型
ハンドル位置 右ハンドル

(8) 荷台

- 1) 装置、機器等を機能的に配置し、かつ操作及びメンテナンスが容易な荷台とすること。
- 2) 荷台下部にはサイドガードを設けること。
- 3) 床材の材質は防錆を考慮したものとする。
- 4) 荷台には、排水ポンプ及び付属品を固定できるような器具を設けること。ただし、器具は床面から必要以上に突出する構造としないこと。
- 5) 荷台表面に作業の安全性を考慮した滑り止め処置を行うこと。
- 6) 荷台下部（車両側面）に車両固定の工具箱を設置すること。
- 7) 荷台後部に荷役省力装置を取り付け、ポンプ及び付属品の積み降ろしを可能にすること。

荷役省力装置（チルト機構付き）

最大リフト能力	1,000 kg以上
昇降床寸法	幅 2,200 mm以上×長さ 1,200 mm以上

(9) 自動充電器用コンセント及び抜き忘れ防止装置

車両・発電機バッテリーへ自動充電を行うための端子（自動充電器用コンセント）を取付・配線するものとする。また、コンセントに自動充電器をつないだまま走行しようとした場合には運転席に警報を出す機能（抜き忘れ防止装置）を搭載すること。

1) 数量

- ア) 自動充電器用コンセント（防水型） 1式
（車両用バッテリー用及び発動発電機用バッテリー用）
- イ) 抜き忘れ防止装置 1式
- ウ) 自動充電器 1式
（車両・発電機用各1個、常時充電可能タイプ）

2) 設置場所

- ア) 自動充電器用コンセント シャーシ部
- イ) 抜き忘れ防止装置 運転席部

なお、詳細位置については、受注者と協議のうえ、決定するものとする。

8. 作業装置（排水装置）

(1) 排水ポンプ

形式	水中モーター駆動ポンプ
台数	6台以下
口径	φ200mm
排水量（1台あたり）	5.0m ³ /min以上
総排水量	30m ³ /min以上
全揚程	10m以上（上記排水量において）
質量	40kg/台以下

（上記はポンプ単体の質量であり、キャブタイヤケーブル及びフロートの質量は含まない乾燥質量とする。）

(2) 電動機

形式	乾式水中型同期電動機
電圧	400V以上
周波数	60Hz
軸封装置	ダブルメカニカルシール
キャブタイヤケーブル	ポンプ1台当たり40m以上（防水コネクタ付）

(3) 主要部材質

ケーシング	アルミニウム合金又はアルミニウム合金鋳物
ケーシングライナ	ステンレス鋼又はステンレス鋳鋼
羽根車	ステンレス鋳鋼

主軸	ステンレス鋼又はステンレス鋳鋼
モータフレーム	アルミニウム合金又はアルミニウム合金鋳物

(4) 構造等

- 1) 排水ポンプは個々に回転速度制御が可能なものとする。
- 2) 排水ポンプと排水ホースの接続は、着脱容易な形状のクランプ式継手によるものとする。
- 3) 排水ポンプは、フロート取付を考慮した金具を設けること。
- 4) 排水ポンプは、運転作業を考慮した吊り手を具備すること。
- 5) 排水ポンプには番号を記入すること。(ケーブル初端部の番号表示を含む)
- 6) 排水ポンプは排水ホースを介して2台の直列接続運転が可能な構造とすること。

(5) 付属品

- 1) 水中ポンプフロート 排水ポンプ1台につき1個 (ポンプ番号明記)
- 2) フロート取付用チェーン 排水ポンプ1台につき1組 (取付金具付き)
- 3) ケーブルバンド 排水ポンプ1台につき1組
- 4) ストレーナ 排水ポンプ1台につき1組
- 5) 低水位用吸込ノズル 排水ポンプ1台につき1個

着脱可能なもので、取付時にはコンクリート床等の整形地において水深8cm以下までの排水が可能なものとする。

(6) 発動発電機

排水ポンプ、照明及び操作盤等に必要電力を供給できるものとする。発動発電機の電源電圧および周波数が定格値から簡単に変更できないよう操作部にカバーを設けると共に誤操作動防止の注意喚起シール等を貼付すること。

また、国等による環境物品等の調達推進法に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等調達の推進に関する基本方針について、特定調達品として定められているものとする。

- 1) 形式 操作盤面付 (アワーメータ含む)
- 2) 台数 1台
- 3) 発電容量 3相 440V 60Hz 125kVA以上
- 4) 機関

形式 ディーゼル機関
 定格出力 排水ポンプの全台運転と照明の全灯照明が可能な出力以上
 始動方式 セルモータによる電気始動
 燃料供給タンク 250L以上 (鍵付)

(車両用タンクと共用できる構造とすること。また、給油口付近の見やすい箇所に燃料の種類、タンク容量、連続運転可能時間を明記する。)

- 5) その他 排気が作業員に影響を及ぼさない対策を講ずること。

(7) 照明装置

車両周辺を照明する照明装置を設けるものとする。

照明装置は電動による上下収縮構造とし、車両に取付け車両高部より周辺を照明できるもので、点灯及び上下収縮操作は操作制御盤より操作できるものとする。

また、照明装置を格納しないまま走行しようとした場合には運転席に警報を出すものとする。

- | | |
|---------|---------------------------------------------|
| 1) 形式 | バルーン式投光器 |
| 2) 電灯仕様 | LED 灯 (メタルハライド灯 1,000W 相当) |
| 3) 電圧 | 単相 100V |
| 4) 収縮装置 | 電動式上下収縮装置
地上からバルーン式投光器天端までの高さ 4,800mm 以上 |
| 5) 数量 | 1 式 |

(8) 補助照明装置

照明装置、車両標準照明装置の他に車両の上部より操作盤、荷台等を照明する手動により回転が可能な照明装置を設けること。

- | | | |
|--------|----------------------------|-----|
| 1) 照明灯 | LED 灯 (ハロゲン灯 100V-500W 相当) | 2 灯 |
|--------|----------------------------|-----|

(9) 操作制御盤

ポンプ始動用、回転速度制御用のインバータ装置を納入し、個々の排水ポンプの運転停止制御及び発動発電機の運転停止制御、並びに照明の ON・OFF 制御等を可能とすること。

排水ポンプへの給電コネクタは車両又は操作制御盤に接続部を設け、排水ポンプの電源ケーブルを簡単に接続できるものとする。

発動発電機の電源電圧および周波数が定格値であることを確認するよう注意喚起シール等を貼付すること。

電源電圧および周波数の変更による機器の焼損等の発生防止のため、電気的な保護機能を設けること。

排水ポンプ直列設置時は、ポンプ焼付き防止のためインターロック機構を設けること。

- | | | |
|----------------------------|--------------|-----|
| 1) 形式 | 屋外防雨形 | |
| 2) 盤面装備品 | | |
| 発電機「始動-停止」スイッチ | | 1 個 |
| 排水ポンプ「始動」スイッチ | 排水ポンプ 1 台につき | 1 個 |
| 排水ポンプ「停止」スイッチ | 排水ポンプ 1 台につき | 1 個 |
| 排水ポンプ回転数調整スイッチ | 排水ポンプ 1 台につき | 1 個 |
| 「直列-並列」切替スイッチ | | 1 式 |
| 照明装置「入-切」スイッチ (バルーン用ファン連動) | | 1 式 |
| 照明装置「上-下」スイッチ | | 1 式 |
| 補助照明装置「入-切」スイッチ | | 1 式 |
| 非常停止ボタン | | 1 個 |
| 表示復帰ボタン | | 1 個 |

電圧計		1 個
電流計	排水ポンプ 1 台につき	1 個
周波数計		1 個
回転数計	排水ポンプ 1 台につき	1 個
集合表示灯		1 式
100V防雨コンセント		2 個
アワーメータ	排水ポンプ 1 台につき	1 個
その他必要なもの		1 式

(10) 排水ホース

- 1) 材質 合成繊維（円筒織物）、合成樹脂（内外面樹脂被覆）
- 2) 耐圧等 0. 2MPa 以上（低圧用）
0. 6MPa 以上（高圧用）

3) 数量

0. 2MPa 以上（低圧用）
 口径 200mm×20m×2 本（排水ポンプ 1 台当たり）× 排水ポンプ台数／2
 口径 200mm×10m×1 本（排水ポンプ 1 台当たり）× 排水ポンプ台数／2
0. 6MPa 以上（高圧用）
 口径 200mm×20m×2 本（排水ポンプ 1 台当たり）× 排水ポンプ台数／2
 口径 200mm×10m×1 本（排水ポンプ 1 台当たり）× 排水ポンプ台数／2

4) 接合材料

- 継手形式 クランプ式
 数量 排水ホース 1 本につき 1 個

5) その他

各排水ホースには番号を記入すること。
 また、排水ホースの設置位置をカラーバンド等で区別するものとする。

9. 計器類

- (1) 機関回転計 1 式
- (2) 機関水温計 1 式
- (3) 燃料計 1 式
- (4) アワーメータ（表示桁 4 桁以上） 1 式
- (5) その他標準計器類 1 式

10. 照明装置類

- (1) 前部霧灯 2 灯
- (2) 赤色警光灯
 （散光式（閃光式または LED 式））前 全幅 1,100mm 以上 1 式
- (3) 燃料タンク補給口灯 1 式

(4) 燃料タンクレベルゲージ灯	1 式
(5) 給電コネクタ接続部灯	1 式
(6) 車幅用補助灯 (左右各 2 箇所以上)	1 式

1 1. 付属装置及び付属品

1 1-1 車両総重量に含むもの

(1) 電子サイレン	1 式
※拡声装置付、出力 50W 以上、スピーカ付(30W 以上)、音圧 90~120dB(C)20mにおいて	
(2) バックブザー	1 式
(3) カーエアコン	1 式
(4) AM・FMラジオ	1 式
(5) スペアタイヤ取付台	1 式
(6) タイヤ輪止	1 式
(7) 牽引用ロープ	2 本
(8) 消火器 (ABC 粉末、1.8kg)	1 本
(9) 懐中電灯 (LED、防水型)	2 個
(10) 接地用電極	1 式
(11) ポンプ用工具	1 式
(12) ポンプ係留用ロープ	排水ポンプ 1 台につき
(13) ポンプ係留用杭	排水ポンプ 1 台につき
(14) フロート押出棒	1 本
(15) バッテリースイッチ (シャシバッテリー用 1 個、発動発電機用 1 個)	1 式
(16) ETC 2.0 対応車載器 (セットアップ含む)	1 式
(17) SRSエアバック	1 式
(18) フロアマット	1 式
(19) カーナビゲーションシステム	1 式
(20) バックモニター (ケーブル、取付金具含む)	1 式
(21) 停止表示機材 (停止表示板)	1 式
(22) 燃料	満タンにして納品

1 1-2 車両総重量に含まないもの

(1) 排水ホース端末固定装置 (サポータ含む)

1) 使用目的

排水ホースに取付けるもので、吐出口を固定させるものである。

2) 適用ホース

本固定装置に適用する排水ホースは以下のとおりとする。

口径 ϕ 200 mm

最大使用圧力 0.2 MPa

3) 固定装置諸元

形状・寸法	L = 300 mm 以上
材質	SUS304
厚さ	3 mm 以上
幅口径	200 mm の排水ホースに適用できるものとする。
取っ手	固定装置 1 個につき 2 個取付けるものとする。
継手方式	クランプ式
重量	10 kg 以上

4) 数量排水ポンプ 1 台につき 1 個

(2) 排水サポータ

1) 種類

サポータは、内側タイプと外側タイプの 2 種類とする。

2) 使用目的

排水ポンプ車を用いて排水作業を行ううえで、ホース曲り部の排水損失を低減させるものである。

3) 適用ホース

本サポータに適用する排水ホースは以下のとおりとする。

最高使用圧力	0.2 MPa
口径	φ 200 mm

4) サポータ諸元

形状・寸法

内側タイプ (周長 790mm)

外側タイプ (周長 1,050mm)

サポータ本体の材質 GFRP (ガラス繊維強化プラスチック)

(ホースにあたる内面は樹脂平滑仕上げ)

FRP 強度 98 N (10 kgf/mm²) 以上

厚さ 10 mm

幅 口径 200 mm の排水ホースに適用できるものとする。

曲り 半径排水ホースの曲がり角度 90 °、曲り半径 1,000 mm に適用可能とする。

取付方式 面ファスナー固定方式

重量 8 kg 以上

5) 数量

外側タイプ 4 個

内側タイプ 4 個

(3) 燃料移送ポンプ 1 式

(4) スペアタイヤ (ホイール付スタッドレス) 1 式

(5) シャーシ用標準工具 1 式

(6) 取扱説明書	2部
(7) 部品表	1部
(8) 各種検査表	1部
(9) 履歴簿	1部
(10) 簡易マニュアル	1式

簡易マニュアルは、下記の項目について、写真・図等を使用しわかりやすいものとする。

また、下記の項目毎の注意事項等を記載したものとする。

- ・排水ポンプ車の概要
- ・搭載備品位置図
- ・計器・スイッチ配置図
- ・排水ポンプ車の標準作業手順
 1. 準備
 2. 排水ポンプの設置
 3. 発電機運転
 4. 排水ポンプの運転・停止
 5. 排水運転中の注意事項
 6. 排水ポンプの撤収
- ・故障復帰の手順
- ・注意事項

(11) 簡易操作マニュアル (A4 1～2枚程度)

操作・作業手順について、写真・図等を使用しわかりやすいものとする。

1.2. 塗装及び塗装色

詳細な塗装色、デザインは発注者と協議のうえ決定することとする。

1.3. 検査

完成検査は、寸法、外形、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等確認を行い、全般的な機能を検査するものとする。

ただし、車両総重量については、購入仕様書で定めたとおりであることを、その内容が判る資料により確認するものとする。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

1.4. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた補償期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議

のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

1 5. その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 警光灯の取付方法の指定

赤色警光灯及びスピーカー（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

- 1) 灯火等の規格、取付位置については、昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む）「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」に準じるものとする。
- 2) 灯火等は運転室または作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び緊急自動車指定の申請・届出については、受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

(5) 車両登録等について

本履行にあたり、車両登録及び緊急自動車指定の申請・届出については、受注者が代行するものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

(6) 自動車重量税について

発注者が納付する。

(7) 自動車損害賠償責任保険について

受注者にて加入手続きを代行するものとする。なお、費用については発注者が負担する。

(8) 再資源化等預託金について

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく再資源化預託金（リサイクル料金）については、発注者が負担する。

(9) 技術指導

受注者は、後日発注者が実施する操作説明会において、納入機の取り扱いに関する技術指導を行うこと。